

令和6年（2024年）4月1日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件の拡充について

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月の報酬改定により、強度行動障がいをもつ障がい児者への支援体制を充実させるため、重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件が拡充されることになりました。

つきましては、令和6年4月以降、各加算の対象者要件は、以下のとおりとなりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象の加算と対象サービスについて

(1) 重度障害者支援加算

対象サービス：生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助

(2) 特定事業所加算

対象サービス：行動援護

2 加算の対象者要件

(1) 生活介護

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

重症心身障がい者

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

障害支援区分6であって、「行動援護判定基準と認定調査等項目」（別紙1。以下、「行動関連項目」という。）の合計が10点以上の者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）

ウ 重度障害者支援加算（Ⅲ）

障害支援区分4以上であって、行動関連項目の合計が10点以上の者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）

(2) 短期入所

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

障害支援区分6であって、行動関連項目の合計が10点以上の障がい者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）、又は障害児支援区分3であって強度行動障がい判定基準（別紙2。以下、「児基準」という。）の合計が20点以上の障がい児（児基準の合計が30点以上の場合は、更に加算）

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

障害支援区分4以上であって、行動関連項目の合計が10点以上の障がい者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）、又は障害児支援区分2以上であって強度行動障がい判定基準（別紙2。以下、「児基準」という。）の合計が20点以上の障がい児（児基準の合計が30点以上の場合は、更に加算）

(3) 施設入所支援

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

生活介護の受給者であって、次のいずれかに該当する者

- (ア) 医師の意見書における特別な医療の項目中、いずれか一つの項目に該当する場合（特別医療）
- (イ) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な場合（気管必要）
- (ウ) 障害支援区分6に該当し、重症心身障がい者（重心）に該当する場合

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

障害支援区分6であって、行動関連項目の合計が10点以上の者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）

ウ 重度障害者支援加算（Ⅲ）

障害支援区分4以上であって、行動関連項目の合計が10点以上の者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）

(4) 共同生活援助

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

障害支援区分6であって、行動関連項目の合計が10点以上の者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

障害支援区分4以上であって、行動関連項目の合計が10点以上の者（行動関連項目の合計が18点以上の場合は、更に加算）

(5) 行動援護

ア 特定事業所加算

障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目18点以上である者の占める割合が30%以上

3 加算対象者の確認方法

各区保健福祉部で認定事務を行った後、「1 対象の加算と対象サービスについて」の対象サービスを利用している方に対し、障害福祉サービス受給者証（以下、「受給者証」という。）を4月下旬ごろに発送いたします。

札幌市で加算対象者として認定した方については、受給者証の各サービスの「支給量等」の欄に、下記のとおり記載しますので、個別に御確認ください。

(1) 生活介護、施設入所支援

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

重心

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

重度支援Ⅱ

ウ 重度障害者支援加算（Ⅲ）

重度支援Ⅲ

※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）対象の障がい者で、行動関連項目の合計が18点以上の場合は、「重度支援18点以上」と併せて印字されます。

(2) 短期入所

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

重度支援Ⅰ

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

重度支援Ⅱ

※ 重度障害者支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）対象の障がい者で、行動関連項目の合計が18点以上の場合、「重度支援18点以上」と併せて印字されます。

※ 重度障害者支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）対象の障がい児で、児基準の合計が30点以上の場合、「児基準30点以上」と併せて印字されます。

(3) 共同生活援助

ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）

重度支援Ⅰ

イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

重度支援Ⅱ

※ 重度障害者支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）対象の障がい者で、行動関連項目の合計が18点以上の場合、「重度支援18点以上」と併せて印字されます。

(4) 行動援護

行動関連18点以上

4 加算の算定要件について

重度障害者支援加算及び特定事業所加算を算定するためには、事業所の体制に係る所定の要件を満たす必要があります。算定要件の詳細については、別途、当課指定指導担当係から連絡いたします。

5 参考資料

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）（抄）・・・別添1

(2) 「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）（抄）・・・別添2

(3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄) . . . 別添 3

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係
TEL011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
【体制届の提出・記載に関する問合せ先】
札幌市障がい福祉課 指定指導担当係
E-mail : jigyousyasitei@city.sapporo.jp